

道路事業者からのお願い

【車載器の再セットアップ】

車載器の付け替え、車両ナンバー変更時は再セットアップを!!

車載器を他の車両に付け替える場合や住所変更および車載器付きの中古車を購入または譲り受けた等により車両のナンバープレートが変更になった場合、けん引ができる構造に改造した場合などは、再度のセットアップ（車載器への車両情報の登録）が必要となります。再度のセットアップは、車載器をお買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談下さい。

※ 新たにセットアップを行わないと、ETCのご利用ができない場合や割引が適用にならない場合があります。

【車載器管理番号に関するお願い】

車載器管理番号は、ETCの各種割引サービスのための必要な番号です。

車載器管理番号は、お持ちの車載器または車載器のパッケージに記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

【障害者割引制度におけるETC利用について】

ETC無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に福祉事務所等での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要となります。両方の手続きがなされていない場合、ETC無線走行での障害者割引が適用がされません。

- ※ 既にETC無線走行以外の支払での障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録をする必要があります。
- ※ 通行料金の請求を受ける料金所でETC車線が閉鎖されている場合は、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して係員にETCカードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。
- ※ ETC無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行してください。
- ※ 障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは福祉事務所等で行ってください。
- ※ 登録済のETCカード、ETC車載器、車両を変更される場合は、ETCのご利用前に福祉事務所等に変更手続きを行ってください。

お問合せ一覧

● ETCのご利用に関して

東日本高速道路株式会社

NEXCO 東日本お客さまセンター 0570-024024
(PHS・IP電話のお客様 03-5338-7524)
受付時間：24時間（年中無休）

中日本高速道路株式会社

NEXCO 中日本お客さまセンター 0120-922-229
(フリーコールがご利用できないお客様は 052-223-0333)
受付時間：24時間（年中無休）

西日本高速道路株式会社

NEXCO 西日本お客さまセンター 0120-924863
(フリーコールがご利用できないお客様は 06-6876-9031)
受付時間：24時間（年中無休）

本州四国連絡高速道路株式会社

本四高速お客さま窓口 078-291-1033
受付時間：9：00～17：30（年末年始を除く）

首都高速道路株式会社

首都高 ETC コールセンター 03-6667-5859
受付時間：9：00～18：00（年中無休）

阪神高速道路株式会社

阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484
受付時間：月～金 8：30～19：00
(土日・祝日・年末年始は、9：00～18：00)

● ETCカードおよび請求金額に関して

お手持ちのETCカード発行元にご確認ください。

● 車載器に関して

車載器の購入先、または取扱説明書に記載されている連絡先にお問合せください。

● セットアップに関して

財団法人 道路システム高度化推進機構 (ORSE)

ETC お問い合わせ窓口 03-5216-3856
受付時間：月～金 9：00～18：00（土日・祝日・年末年始を除く）

上記の情報は、2011年1月現在のものです。予告なく変更することがあります。